

学校法人大阪経済大学 公益通報に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、「学校法人大阪経済大学コンプライアンス推進規程」(以下、「コンプライアンス推進規程」という。)第8条に基づき、学校法人大阪経済大学(以下「本法人」という。)における公益通報および相談(以下「通報等」という。)の処理体制ならびに通報者および相談者(以下「通報者等」という。)の保護に関する必要事項を定めることにより、法令または本法人の諸規則への違反行為その他の不正な行為(以下「法令等違反行為」という。)の早期発見と是正を図るなど法令遵守体制を強化し、もって本法人の健全な発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程に定める公益通報とは、通報者が本法人の業務に関して組織的または個人的な法令等違反行為が発生、もしくは発生のおそれがある旨をこの規程に定める本法人の通報窓口に通報することという。

(通報者等の対象および通報事項・方法)

第3条 通報者等の対象は、理事、教職員、派遣職員など就業するすべての者および委託した業務に従事する取引業者の労働者とする。なお、上記について退任または退職等をした日から1年以内の者を含む。

2 通報等の方法は、電話、電子メール、FAX、書面、面談その他の便宜な方法とする。

(公益通報窓口)

第4条 通報者等からの通報等について、本法人の内部および外部に次の通報窓口をおく。

(1) 内部窓口 監査室

(2) 外部窓口 理事長が指定する法律事務所

2 監査室の担当者が利害関係者である場合は、事務局長を通報等の窓口とし、この場合には次条以降における「監査室」は「事務局長」と読み替えるものとする。

3 外部窓口に通報等があった場合は、速やかに事実関係を取りまとめ、内部窓口へ報告する。

(不正の通報等)

第5条 不正の利益を得る目的、本法人または第三者に損害を加える目的、その他の不正の目的をもって、通報等を行ってはならない。

2 前項に定める不正の通報等を行った者に対して、本法人就業規則等による処分を行うことがある。

(公益通報取扱責任者)

第6条 コンプライアンス推進規程第6条第3項に定める理事を、公益通報取扱責任者(以下、「責任者」という)とする。

(公益通報の受付)

第7条 監査室は、法令等違反行為に関する通報等を受けたときは、その内容を速やかに責任者に報告し、責任者は理事長に報告する。

2 責任者は、通報等の内容に関する事実関係の確認(以下、「事実確認」)を行う。

3 責任者は、監査室または関連部署の長を指揮し、事実確認を行わせることができる。ただし、当該事案または人物と直接の利害関係を有する者は除く。

4 責任者は、関連部署に対して関係書類の提出、通報等に関する事実関係の照会、その他事実確認に必要な行為を求めることができる。

5 責任者は、事実確認の結果に鑑みて、当該通報等を公益通報として受理するか否かを判定する。

6 当該通報等を公益通報として受理する場合、監査室は、受理および調査の開始を通報者等に通知しなければならない。一方、公益通報として受理しない場合は、その理由を併せて不受理を通報者等に通知するものとする。

7 前項の場合において、匿名による通知である場合その他やむを得ない理由がある場合は、通知を要しない。第14条第2項および第16条第3項の通知も同様とする。

(他規程との関係)

第8条 次の各号に掲げる通報等については、該当する規程の定めるところにより対応するものとする。

(1) 公的研究費の不正使用に関する事案

「大阪経済大学 公的研究費の取扱いに関する規程」

(2) 研究活動上の不正行為等に関する事案

「大阪経済大学 研究活動における不正行為に関する規程」

(調査委員会)

第9条 第7条第5項に基づき、公益通報を受け付けた場合、責任者は、次に掲げる委員をもって調査委員会を設置する。

(1) 責任者

(2) 監査室長

(3) 責任者が必要と認める者 若干名

2 調査委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。委員長は、調査委員会を招集する。

3 調査委員会は、面談その他の方法により関係者から事情を聴取し、その保有する文書その他の物件（以下、「証拠物件」という）を提出するよう求め、かつ、必要と認める期間、証拠物件を留め置くことができる。

4 委員長は、必要に応じて、外部の有識者または専門機関もしくは監事に出席を求め、意見を聴くことができる。

5 委員長は、調査委員会による調査結果（以下、「調査結果」という）について、コンプライアンス推進委員会に報告する。

(遵守事項)

第10条 公益通報に係る調査に携わる者は、その職務遂行にあたって、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 通報者等、利害関係人、公益通報に係る調査に協力した者（以下、「調査協力者」という）が不利益な取り扱いを受けないようにすること。

(2) 常に公平不偏の態度を保持すること。

(3) 調査対象となった者の名誉、プライバシー等を不当に侵害することのないようにすること。

(利益相反等の回避)

第11条 責任者、調査委員会の委員、その他通報等の取り扱いに従事する者（以下、「通報対応従事者」という）は、自らが関係する通報等の調査や法令等違反行為の是正措置等の検討に関与することはできない。

2 通報対応従事者は、当該通報等に関与する時点で、自らが関係するか確認し、自らが関係する場合には責任者に申告しなければならない。

3 前項の申告を受けた責任者は、当該通報対応従事者の当該通報等への対応または関与の可否を判断する。

4 責任者は、自らが関係する場合は、速やかに理事長に報告し、理事長は別の理事を当該通報等の責任者として指名する。

(調査協力義務)

第12条 通報等に係る事実確認および公益通報の調査に際して協力を求められた者は、正当な理由がある場合を除き、積極的にこれに応じなければならない。

(コンプライアンス推進委員会における審議)

第13条 コンプライアンス推進規程第6条に定めるコンプライアンス推進委員会において、調査結果に基づき、法令等違反行為の認定ならびに是正に必要な措置（以下、「是正措置」という）の検討を行う。

(審議結果等の報告および通知)

第14条 責任者は、調査結果および前条における審議結果を直ちに理事長に報告する。

2 責任者は、調査結果および前条における審議結果を、当該通報者等に対して、通知する。

(法令等違反行為に係る対応)

第15条 コンプライアンス推進委員会において、故意または過失による法令等違反行為が認定された場合は、本法人就業規則による処分を行うことがある。

(是正措置)

第16条 理事長は、コンプライアンス推進委員会において、法令等違反行為が認定された場合、遅滞なく是正措置を講じ、または関連部署の長に対して、是正措置を講じるよう命じる。

2 関連部署の長は、前項により是正措置を講じたときは、遅滞なく当該是正措置の内容および是正結果を責任者を通じて理事長に報告する。

3 責任者は、前項に定める是正措置の内容および是正結果を当該通報者等に通知する。

4 理事長は、当該調査および是正措置の内容について必要と認めるときは、公表または関係行政機関に対し報告を行う。

(被通報者等の保護)

第17条 責任者は、第7条、第14条および第16条の規定による通報者等への通知、公表または関係行政機関への報告を行うときは、当該通報等に係る被通報者等、または当該調査等に協力した者等の名誉およびプライバシー等を侵害することのないように配慮しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第18条 本法人は、通報者等が通報等を行ったことや、調査協力者が調査に協力したことを理由として、通報者等および調査協力者に対し、解雇、降格、減給、退職金の不支給その他の不利益な取扱いを行ってはならない。ただし、第5条に定める不正の通報等に該当する場合は、この限りではない。

(秘密の保護)

第19条 通報対応従事者は、通報者等が予め明示的かつ真意に基づく同意をしない限り、通報者等の特定につながり得る情報（氏名・所属・連絡先等、通報者等しか知り得ない情報、調査が通報を端緒とするものであること等を含むが、これらに限られない。以下同じ）について、通報対応従事者以外に共有してはならない。

2 通報対応従事者は、通報者等の特定につながり得る情報を、通報等に係る調査、是正措置の検討・実施のために不可欠な場合であって、公益通報者から予め明示的かつ真意に基づく同意を取得した場合に限り、必要最小限度の内容で共有することができる。

3 通報者等の特定につながり得る情報を開示する場合には、予め被開示者に対し、秘密保持の誓約を求める。

- 4 通報対応従事者は、通報等に関する資料を厳重に管理しなければならない。
- 5 通報者等は、通報者等が特定されることを防止するため、自らが利用者であること等に係る情報を適切に管理しなければならない。
- 6 教職員等は、通報者等を探索してはならない。

(守秘義務)

第20条 通報対応従事者は、正当な理由がない限り、通報等への対応業務に関して知り得た事項であつて、公益通報者の特定につながり得る情報を開示してはならず、当該情報について秘密を保持しなければならない。

- 2 通報対応従事者は、正当な理由がない限り、通報等への対応業務に関して知り得た情報を目的外に使用してはならない。
- 3 前二項の規定は、通報対応従事者が異動や退職等でその地位を失った後も適用されるものとする。

(事後確認)

第21条 責任者は、是正措置が十分に機能していることを定期的に確認し、新たな是正措置の必要があると認められるときは、理事長に報告しなければならない。

- 2 理事長は、前項の報告を受けたときは、速やかに是正措置を講じなければならない。
- 3 責任者は、公益通報の処理が終了した後、不利益な取扱いが行われていないかを適宜確認し、必要と認めるときは、当該公益通報に関係した者を保護するための措置を講じなければならない。

(改廃)

第22条 この規程の改廃は、コンプライアンス推進委員会の意見を聴いて、理事会が行う。

附則

- 1 この規程は、2021年7月27日に制定し、2021年9月1日から施行する。